

# 平成23年度 九州管内の電波監視概況

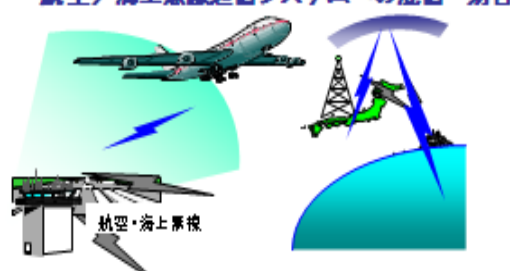

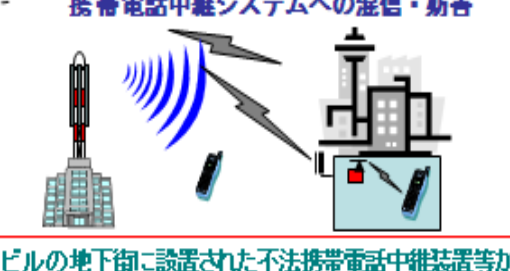
平成23年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

当局では、安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

## 1 混信妨害等の申告概況

- 平成23年度の申告件数は240件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
  - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 60件 (25%)
  - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 139件 (58%)
  - パソコンやオーディオ機器など電磁環境に関する申告 41件 (17%)
- 申告のあった240件への措置状況は以下のとおり。
  - 調査・対策指導により解消したもの 73件
  - 自己解決により解消したもの 37件
  - 調査中に自然消滅したもの 51件
  - 情報処理としたもの 52件
  - 翌年度に継続調査となったもの 27件

### 【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

<p><b>航空/海上無線通信システムへの混信・妨害</b></p>  <p>航空・海上無線</p> <p>人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)</p>	<p><b>放送中継局への混信・妨害</b></p>  <p>放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(避難警報等の緊急放送が伝わらない恐れ)</p>
<p><b>携帯電話中継システムへの混信・妨害</b></p>  <p>ビルの地下部に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不通になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)</p>	<p><b>消防/防災無線への混信・妨害</b></p>  <p>病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)</p>

## 2 不法無線局対策の状況

- 平成23年度の共同取締りは、13回実施し摘発局数は31局で内訳は以下のとおり。
  - 不法アマチュア無線 7局
  - 不法パーソナル無線 8局
  - 不法市民ラジオ (CB) 5局
  - その他 11局(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。
- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成23年度は659局に対して指導を行った。本年度は、特に小型漁船の無線局(1W DSB)について、福岡県・長崎県・鹿児島県において指導強化の取り組みを実施した。
- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。  
(参考)FRS: Family Radio Service(米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service(米国内で使用)



## 3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。
  - 市民への周知・啓発として6月にテレビCM(161本)、電車中吊りポスター(約1000枚)等を実施した。
  - 不法無線機器が販売されないようにするため、家電量販店及びディスカウント店46店舗並びに無線機販売店12店舗を訪問した結果、21店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。



平成23年度 九州電波監視業務統計

図1-1 混信妨害申告の種類別内訳

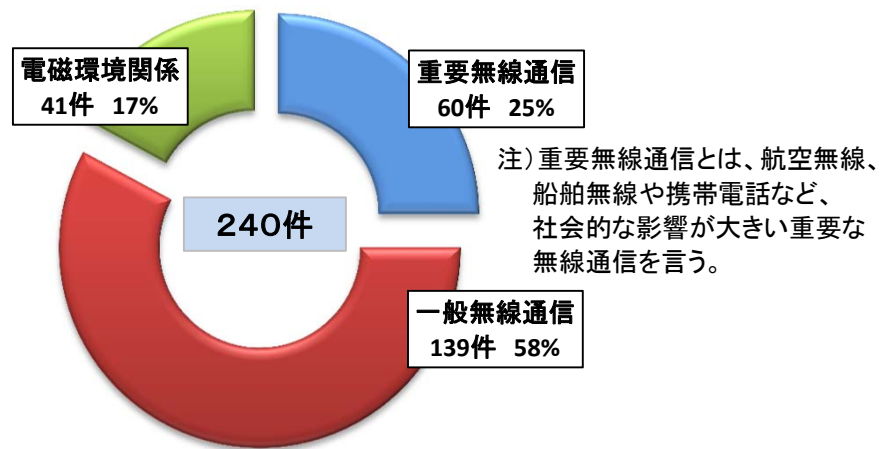


図1-2 混信妨害申告の県別内訳

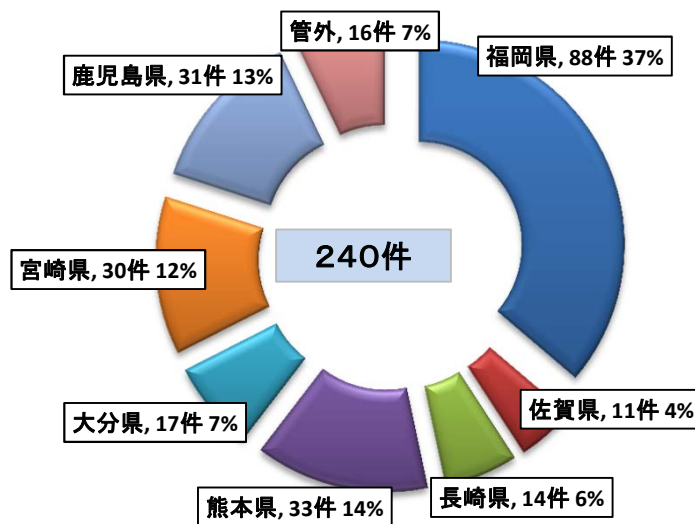


図1-3 混信妨害申告の年度別推移

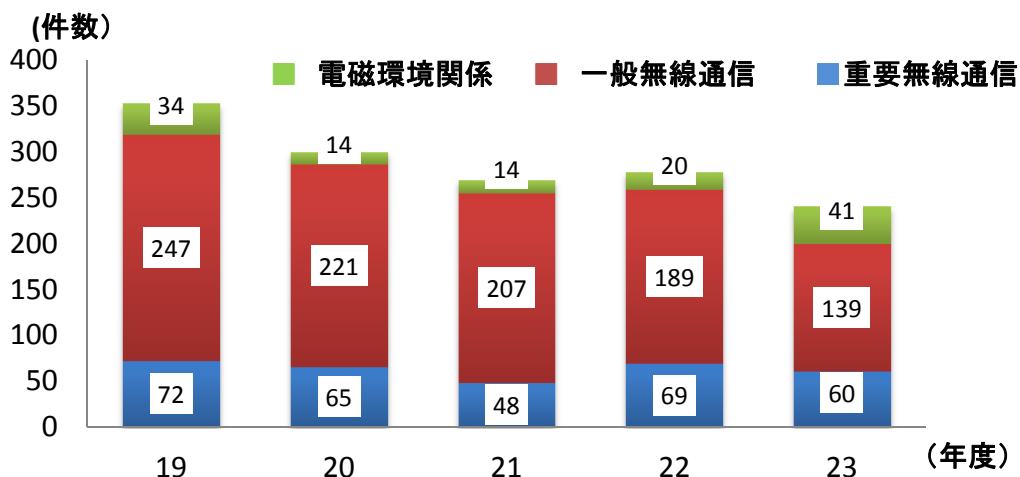
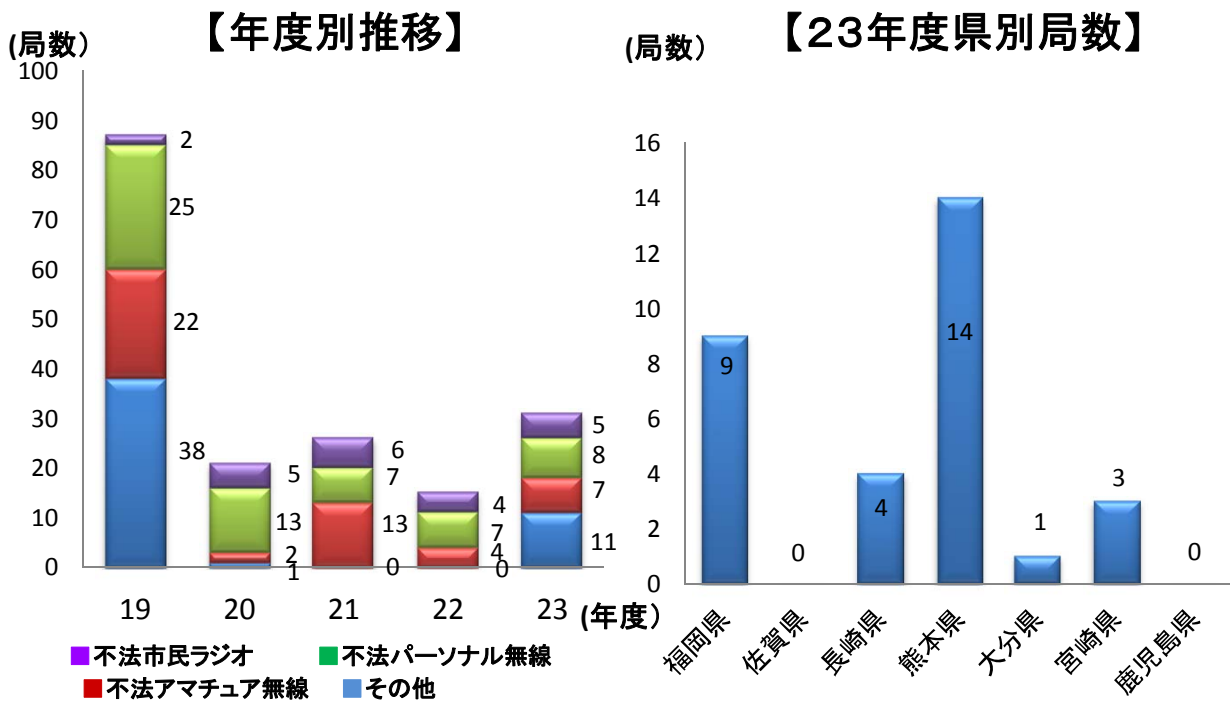
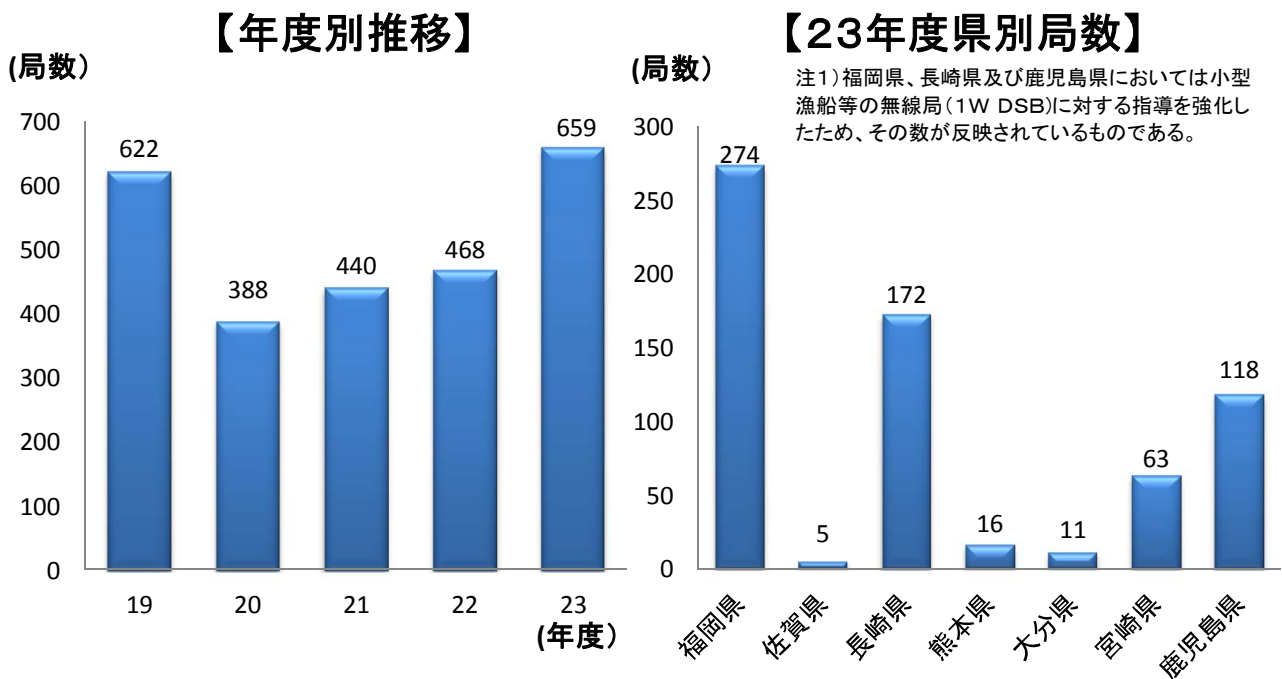


図2-1 警察署・海上保安部との共同取締りによる摘発局数



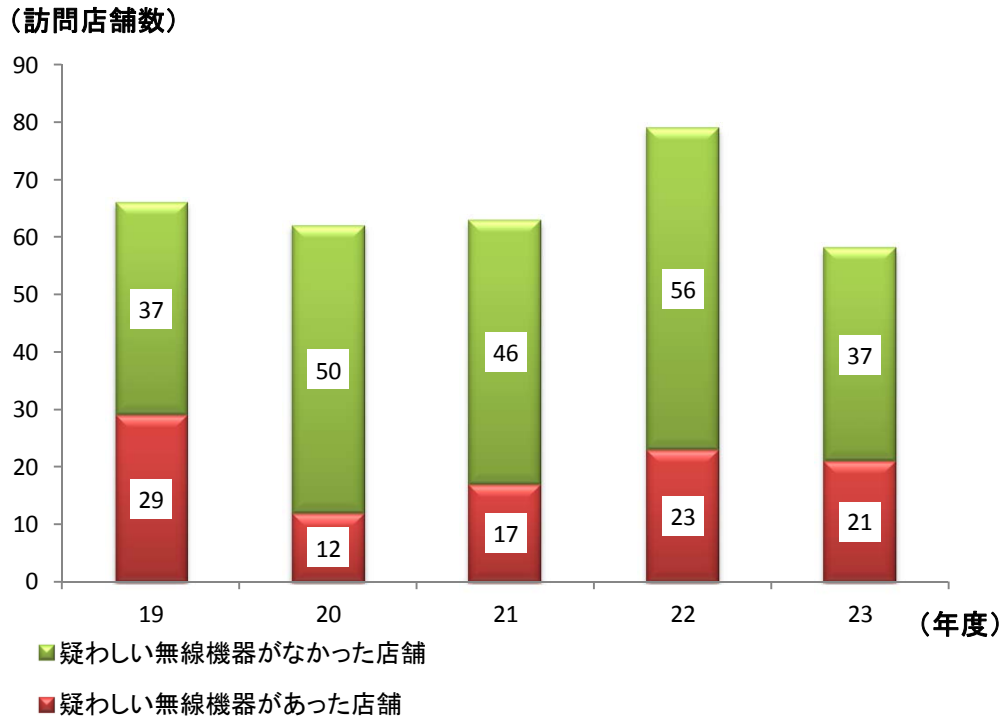
- ・ 不法市民ラジオ (CB)：電力増幅器を付加し、非常に強力な電波を発射。テレビ・ラジオの受信障害、パソコン等の誤動作。
- ・ 不法パーソナル無線：正規のパーソナル無線を改造し、指定された以外の電波を使用。携帯電話への混信。
- ・ 不法アマチュア無線：免許を受けずに開局し、指定された以外の電波を使用。正規に免許を受けているアマチュア無線局への混信。

図2-2 不法無線局に対する文書指導実施局数



アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するように文書指導を実施。

図3 電波利用ルールへの周知・啓発 訪問店舗の年度別推移



※ 疑わしい無線機器の多くは、ワイヤレス方式の音響・映像用途の無線機器、外国規格の無線機  
※ 平成20年度までは家電量販店及びディスカウント店を計上、平成21年度からは無線機販売店も含めて計上

## 平成23年度の主な措置事例

## ◆ 遭難・安全及び呼出し用の電波誤発射を停止

平成23年7月、海上保安庁から、船舶の遭難・安全及び呼出し用周波数である国際VHF 16chの無変調電波が連続発射され、正規の通信に支障があるとの申告があり、電波監視施設(DEURAS)で電波の発射位置を測定して移動監視車による探査を実施し、博多港に停泊中の外国船が原因であることを特定しました。その後、海上保安官の協力を得て、電波の発射を停止させました。無線機のマイクが故障して連続発射状態になっていたことによるものでした。

## ◆ 不法業務用無線局による混信障害

平成23年4月、熊本市の業務用無線局免許人から、混信があり業務に支障をきたしているとの申告を受け、電波監視施設(DEURAS)により妨害電波の発射源を測定した結果、不法電波を発射している車両を確認しました。その後、熊本県大津警察署の捜査協力を得て、8月11日に被疑者車両等を強制捜査し、関係無線機等を押収するとともに容疑者2名を検挙しました。



押収した無線機等

## ◆ 違法アマチュア無線局に対する行政指導

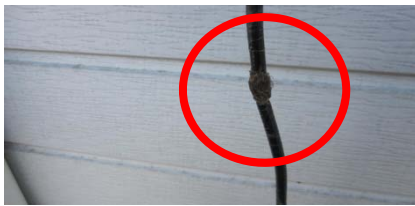
平成23年度には、九州管内においてアマチュア無線周波数帯で違法通信を行っていた無線局18局の電波発射源及び通信内容を確認しました。この18局に対しては文書による報告を求め、17局に対する文書指導及び1局に対する警告を実施しました。



◆ テレビ用ブースターによる携帯電話基地局への混信

平成23年9月、宮崎県内の携帯電話基地局の受信周波数に妨害波が混入し、携帯電話の通信に障害が発生していると電気通信事業者から申告があり、現地で調査を実施しました。調査の結果、申告者から情報提供を受けた住居が電波の発射源であることを確認。原因者宅を訪問し調査に関する協力依頼を行いました。障害の原因はテレビ受信用ブースターの接続ケーブルの施行不良によるものだったため、申告者側で改修工事を実施し、携帯電話基地局に対する混信は解消しました。

テレビの受信ブースタ、ケーブル等



◆ 消防無線に消防以外の音声混入の原因調査

平成23年7月、大分県内の消防無線に音楽が入感するとの申告があり、現地で調査を実施しました。調査の結果、有線テレビ放送の事業者が各家庭に設置しているV-ONU(ケーブルテレビ用光ネットワークユニット)からの漏えい電波が混信の原因であると判明し、有線テレビ放送のチャンネル(周波数)を変更することにより、消防無線への混信は解消しました。

◆ 照明器具からの不要電波による鉄道無線への混信

平成24年2月、長崎県内の鉄道無線に混信があり、「このままでは列車の運行が停止する恐れがあるため至急対応願いたい」との申告を受け、現地で調査を実施しました。調査の結果、混信発生と同時期に照明器具を交換した建物があり、その照明器具が原因であることが判明。販売業者に対して本障害を排除するよう指導し、業者が対策工事を行った結果、鉄道無線に対する混信は解消しました。

## 電波監視業務概要

### 1 混信妨害等への対応

申告を受けると電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により混信妨害を排除しています。

### 2 不法無線局の取締り(不法無線局:免許を受けないで使用している無線局)

#### ① 車両に設置された不法無線局

警察署の協力を得て不法無線局の搭載が疑われる走行車両に停止を求め、必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。また、不法無線局に用いられるアンテナを搭載している車両所有者等に警告文書による指導を行っています。

#### ② 船舶に設置された不法無線局

海上保安庁の協力を得て港湾内に停泊中のアンテナが搭載された船舶に対し必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。

### 3 違法無線局の取締り(違法無線局:免許されていない電波を使用するなど電波法違反の無線局)

電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により違法行為の事実を確認し、法令に基づき所要の行政処分を行います。

## 電波監視システム(DEURAS)の概要

DEURASは、熊本市内にあるセンタ局と九州管内の48箇所に設置されたセンサ局から構成されています。センサ局は、センタ局からの遠隔制御により、モニター(聴音)したり電波発射源の方位等を測定して、その位置等を特定することができるものです。

### 混信妨害源の探査概念図

